

業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称	名古屋市立大学病院情報システム総合保守委託
2 契 約 金 額	金 円也 (年額) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
3 契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4 委託業務の目的物の引渡し場所	名古屋市立大学病院
5 契 約 保 証 金	免除

上記の業務の施行について、委託者公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、受託人を乙として、甲乙間において、次の条項により委託契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1
公立大学法人名古屋市立大学

理事長 郡 健二郎

乙 受託人

(契約の目的)

第1条 甲は乙に対して、名古屋市立大学病院情報システム総合保守を委託し、乙はこれを受託するものとする。乙は、この契約書及び業務仕様書に従い、受託した業務（以下「受託業務」という。）を処理するものとする。

(履行内容)

第2条 乙は、この契約について契約書及び業務仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲乙協議の上、甲の指示に従い乙の負担で実施するものとする。

(注意義務)

第3条 乙は、受託業務を甲の指示するところに従い誠実・正確を旨として、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(作業場所)

第4条 乙は、受託業務の作業場所について事前に甲に提示し、承認を受けなければならない。

2 甲は、機密保持又は業務遂行上の必要性から、甲の事務所内で乙が作業を行う必要があると認める場合には、使用上の条件を明示して、乙に甲の所有する作業場所等を貸与し、又は提供することができる。

3 前項の場合、乙の従業員は、甲の管理する庁舎及び施設のうち、甲が立ち入りを認めた場所以外へ立ち入ってはならない。

(業務計画書)

第5条 乙は、この契約の締結後に速やかに業務計画書・作業体制表を作成し、甲に提出し、承認を得なければならない。

(業務担当者)

第6条 乙は、受託業務の実施について、あらかじめ業務に携わる担当者を定め、甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の業務担当者のうちから、受託業務の管理を行うために必要な能力と経験を有する主任管理者を定めなければならない。

3 乙は、第1項の担当者及び前項の主任管理者に、受託業務の遂行に十分な技術を修得させ、受託業務の遂行に万全を期するものとする。

(施設、機械器具及び業務材料)

第7条 甲は、乙が受託業務の遂行に要する施設、機械器具及びその他業務に関する材料（以下「施設等」という。）を乙に貸与又は使用させるものとする。

ただし、乙に専属する施設等は、乙の負担とする。

2 乙は、甲の供給する施設等を、常に良好な状態で使用するよう努めなければならない。

(業務委託内容の変更等)

第8条 甲は、この契約の締結後の事情により、委託業務の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により、これを定めるものとする。

(成果物の授受)

第9条 この契約により作成される作業報告書、契約目的物、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生する成果物（以下「成果物」という。）の授受は、すべて甲の指名する職員と第6条第2項に定める主任管理者の間において行うものとし、受け渡しの都度双方が成果物及び受領書とで確認し、その状況を記録して行うものとする。

2 成果物の納入は毎月それぞれ提出するものとする。

(成果物の保管義務)

第10条 乙は、成果物保管に当たり、紛失、き損、盜難若しくは他目的利用が生じないよう必要な措置を講じ事故の防止に努めなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、成果物について、他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、受託業務を、甲の承認を受けることなく第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。

(報告義務)

第14条 乙は、契約の履行に当たって事故が発生したときは、直ちに甲に事故の状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

(検査及び調査)

第15条 甲は、乙に対し委託業務の処理状況につき隨時に調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、必要があるときは、委託業務について隨時に立ち会いその状況を検査することができる。

3 甲は、この契約に基づく成果物の検査を乙から提出される報告書及び関係書類により速やかに行うものとする。

(著作権の譲渡等)

第16条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

一 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を甲に無償で譲渡するものとする。

二 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ成果物を公表することができない。

(著作権その他権利侵害)

第17条 乙は、この契約に伴い作成される成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証しなければならない。ただし、甲の書面による同意がある場合は、この限りでない。

(契約代金の支払い)

第18条 乙は、当月分の代金を翌月の始めに、甲に対して請求するものとする。

2 前項の請求は、甲が契約履行を確認した後でなければすることができない。

3 代金の支払いについては、別表の通りとする。

4 資料及び成果物等の輸送に要する費用は、乙の負担とする。

5 契約代金の支払場所は公立法人名古屋市立大学とし、その方法は乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

6 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第19条 成果物の納入後、成果物に本契約の内容に適合しない状態があるときは、甲は乙に対して、発覚から1年以内に、その不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求をすることができる。

2 前項の不適合を補修する場合、乙は甲の指示する期限内に補修し、適切な措置を講ずるとともに、補修結果を反映した成果物を納入しなければならない。

3 第1項の不適合の補修に係る費用は、乙がすべて負担するものとする。

(延滞金)

第20条 乙が正当な理由なく責務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延違約金として、甲の指定する日までに納付するものとする。

(相殺)

第21条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

二 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

三 契約の履行に当たり、甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。

四 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき

五 別紙1の情報取扱注意事項に違反していると認めたとき。

六 その他、乙がこの契約に定める条件に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙の納付に係わる契約保証金は甲が取得する。但し、契約保証金が納付されていない場合で乙が履行保証保険を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(損害の負担)

第23条 乙は、この契約の締結後、契約期間が満了するまでに発生したすべての損害を負担するものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた損害である場合には、この限りでない。

2 前項に規定する損害が天災その他不可抗力により生じた損害で、そのすべてを乙に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、甲がその一部又は全部を負担する。ただし、その負担する損害の額は、甲の認定する範囲内で甲及び乙が協議して定める。

(疑義の決定)

第24条 この契約書及び業務委託仕様書について甲乙間で意見を異にするとき又はこの契約書及び業務委託仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、甲の判断によるものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約に関し紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権および賠償額の予定)

第26条 談合その他の不正行為に係る事項については、別紙3「談合その他の不正行為に係る特約条項」に従うものとする。

(障害者差別解消)

第27条 この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、別紙2「障害者差別解消に関する特記仕様書」に基づいて対応を行わなければならない。